

基本的な考え方

大学入学共通テストの枠組みにおける新たな英語4技能評価の仕組みについては、対象となる民間の資格・検定試験の結果を大学入試センターに一元的に集約して大学に提供する「英語4技能大学入試成績提供システム(仮称)」を構築し、このシステムへの参加要件を満たしていることが確認されたものを活用するものとする。

(注)文部科学省の「大学入学共通テスト実施方針」(平成29年7月13日)では、資格・検定試験をセンターが「認定」するとしているが、これは法的根拠に基づく認定制度ではない。本要件は、あくまでも成績提供システムに参加するための要件として定めるものである。(資格・検定試験そのものの質や内容を評価するものではない。)

参加要件案(イメージ)

1. 団体に関する要件

- 継続性のある組織・経営体制
- 大学入試センターとの連絡調整が可能な日本における拠点の存在
- 情報セキュリティの確保 ……等

2. 試験に関する要件

- 試験の実施実績
- 試験内容・実施体制
 - ・ 英語4技能のバランスのよい評価
 - ・ 学習指導要領との整合性(文部科学省が確認)
 - ・ CEFRとの対応関係、その根拠となる検証方法や研究成果等の公表・検証体制
(文部科学省においてCEFRの段階別成績表示による対照表を提示する。)
 - ・ 毎年度4月から12月までの間での複数回の試験実施
 - ・ 地域による受検機会の偏りをなくするための配慮
 - ・ 経済的に困難な受検生への配慮等、適切な検定料の設定に係る公表
 - ・ 障害等のある受検生への配慮に係る公表
 - ・ 試験監督、採点に係る公平性・公正性の確保
 - ・ 採点の質の確保
 - ・ 不正や情報流出等の防止策、不測の事態の対処方策の公表
- データの管理、大学入試センターへの提供について
 - ・ 本システムで活用可能な時期・方法での大学入試センターへのデータ提供 ……等

3. 情報公開や評価の要件

- 上記項目に関する必要な情報の公表
- 試験の実施等に関する評価の適切な実施 ……等

4. その他

- 本システムの運用に当たっては、別途定める協定書等に従って行うこと
- 本要件及び協定書を満たさなくなった場合は、早急に改善案の提出、状況の公表を行うこと(改善されない場合は、必要に応じて確認の取消をすることも含め検討。)

……等